

盛岡広域振興局長告示第91号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成26年12月9日

盛岡広域振興局長 杉原永康

- 1 路線名 大更好摩線
- 2 供用開始の区間
 - (1) 盛岡市玉山区好摩字和台1番9地先から1番4地先まで
 - (2) 盛岡市玉山区好摩字新田128番5地先から128番2地先まで
- 3 供用開始の期日 平成26年12月9日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 盛岡広域振興局土木部
 - (2) 期間 平成26年12月9日から平成27年1月9日まで